

---

## 令和3年度第1回練馬区入札監視委員会

（令和3年7月16日（金）：午後2時00分～午後4時00分）

- 1 開催日時 令和3年7月16日（金）午後2時00分～午後4時00分
- 2 開催場所 練馬区役所本庁舎5階 庁議室
- 3 出席者  
委員 委員、委員、委員  
区 総務部長、経理用地課長  
施設管理課長、施設整備課長  
道路公園課長・工事係長、街路灯係長、計画課長  
学校施設課長・学校整備担当係長  
保健給食課長・少年自然の家係長  
住民接種担当課長・住民接種担当係長  
高齢社会対策課長・管理係長
- 4 議事
  - (1) 前回議事録の確認（資料1）
  - (2) 審議案件  
令和2年度後期入札案件の参加資格設定経過等について
    - ・審議資料（抽出案件一覧）（資料2）
    - ・工事契約一覧（資料3）
    - ・物品契約一覧（資料4）
    - ・委託等契約一覧（資料5）
    - ・設計・測量等契約一覧（資料6）
  - (3) 報告事項  
令和2年度後期入札・契約手続きの運用状況の報告について（資料7、8、9）
  - (4) その他  
次回開催日程について
- 5 会議の内容  
＜前回議事概要＞  
全委員了承

<審議>

●案件1～8 案件抽出理由について

（委員）

案件1「道路維持工事（その2）」、「道路維持（舗装側溝）工事（その9）（単価契約）」、「道路補修工事（単価契約）」、「路面改良工事（その1）」

案件2「街路灯新設工事（単価契約）」、「街路灯省エネルギー化改修工事（その5）」、「街路灯新設改良工事（その3）（単価契約）」。落札率が非常に狭い範囲に集中している事情につき知りたい。

案件3「練馬区立谷原小学校普通教室改修工事」、「練馬区立北原小学校普通教室改修工事」、「練馬区立北町小学校普通教室改修工事」。契約日と履行期間が極めて接近しており、そうなった理由、及び各施工業者選択の理由を知りたい。

案件4「練馬区立中学校 バーチャル修学旅行業務委託」。なぜ随意契約なのか、他社には類似商品はないのか知りたい。

案件5「練馬区新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る会場設営等業務委託」。随意契約に至った事情、契約価格の妥当性につき知りたい。

案件6「石神井小学校新校舎竣工に伴う校具等移転作業」、「大泉西中学校新校舎竣工に伴う校具移転作業」。同一業者にも拘わらず落札率の差が大きいのはなぜか知りたい。二校で業者を分けないのか、業者を分ける分けないの基準は何か知りたい。

案件7「自動水栓の購入（1）」、「自動水栓の購入（7）」、「自動水栓の購入（9）」。2件を落札している総設は、他の案件には入札していないのかを知りたい。入札をまとめて落札率の低い業者により多く発注できる体制を取ることは可能であるのかを知りたい。

案件8「マッサージ機の購入」。ネットで買った方が安く調達できるのではないか。入札手続きの必要性につき改めて考えたい。

案件1「道路維持工事（その2）」

「道路維持（舗装側溝）工事（その9）（単価契約）」

「道路補修工事（単価契約）」「路面改良工事（その1）」

（契約係長）

審議案件の1番、道路維持工事（その2）、道路維持舗装側溝工事（その9）（単価契約）、道路補修工事（単価契約）、路面改良工事（その1）について。

抽出案件として24件あるが、時間的に全てを説明することはできないので、事務局の分類により説明させていただく。

まず、道路維持工事（その2）の入札結果についてご説明する。

本件は、道路維持管理に必要な道路構造物や排水施設等の補修を行う工事となる。

資料1ページの公告書をご覧ください。

本件は、予定価格が2,000万円以上3,000万円未満の道路舗装工事であったため、練馬区

建設工事の入札参加資格等に関する要綱に基づき、共同運営格付がB、C、Dランクの区内事業者を対象とした上で、工事価格、施工能力、企業の地域貢献等を総合的に評価して、落札者を決定する、施工能力等審査型総合評価方式により入札を実施した。

3ページの入札（見積）経過調書詳細（工事）をご覧いただきたい。本件工事の入札には5社が参加し、4社が辞退となっている。

小石川建設株式会社が、1,921万5,000円、税込価格2,113万6,500円、落札率87.36%で落札した。

続いて、17ページの道路維持舗装側溝工事（その9）（単価契約）について。

本件は、道路維持管理に必要な道路構造物や排水施設等の補修のうち、緊急性が高く、小規模かつ点在する案件の工事を行うものであり、単価契約としている。

本件は、推定限度額が5,000万円以上1億円未満の道路舗装工事であったため、同要綱に基づき、共同運営格付がA、B、Cランクの区内事業者を対象に、制限付き一般競争入札を実施している。

19ページの入札（見積）経過調書詳細（工事）をご覧いただきたい。

本件工事の一般競争入札では、24社が参加し、3社が最低制限価格未満で失格となったが、予定価格以内最低制限価格以上で入札した株式会社関谷舗道が、単価合計額5,598万3,900円で落札している。

続いて、33ページ、道路補修工事（単価契約）について。

本件は、道路の安全性確保や長寿命化に向け、損傷の発生や拡大を予防するために、必要な補修を行うためのものであり、平成30年度より実施している路面下空洞調査にて確認された道路の空洞箇所について、未然に防止するための応急補修等も本件において対応するものである。

本件は、推定限度額が5,000万円以上1億円未満の道路舗装工事であったため、同要綱に基づき共同運営格付がA、B、Cランクの区内事業者を対象に、制限付き一般競争入札を実施している。

35ページの入札（見積）経過調書詳細（工事）をご覧いただきたい。

本件工事の入札には10社が参加し、2社が応札、豊友産業株式会社が、単価合計額940万円で落札した。

続いて、47ページの路面改良工事（その1）について。

本件は道路の路面の損傷により、交通上支障を来している箇所を補修し、安全な通行を確保するために行う工事である。

47ページの公告書をご覧いただきたい。

本件は、予定価格が5,000万円以上1億円未満の道路舗装工事であったため、同要綱に基づき共同運営格付がA、B、Cランクの区内事業者を対象に、制限付き一般競争入札を実施している。

49ページの入札（見積）経過調書詳細（工事）をご覧いただきたい。

本件工事の入札には20社が参加し、4社が最低制限価格未満で失格となったが、予定価格以内、最低制限価格より入札した株式会社フジドウロが、5,642万円、税込価格6,206万2,000円、落札率88.44%で落札した。

抽出理由は、同種多数案件で落札率が極めて狭い範囲に集中している。なぜ、このよう

な落札率の接近が起こるのか理由を知りたいとのことである。

まず第一に、総価契約であった道路維持工事（その2）、路面改良工事（その1）は、予定価格を公表している案件となる。

特に、路面改良工事（その1）は入札参加事業者が20社と非常に人気の高い工事であり、最低制限価格未満で4社が失格していることから、落札金額は最低制限価格付近となる。

最低制限価格は、いずれも、あらかじめ定められた計算式により求められており、類似の工事の案件は割合が似通ったものとなり、最低制限価格付近で競争する人気の高い工事では、落札率も接近する結果となっている。

次に、単価契約である道路維持舗装側溝工事（その9）（単価契約）は、予定工事の単価合計金額にて入札を行うものであるが、本件も24社が入札に参加し、3社が最低制限価格で失格になるなど、人気の高い工事であり、最低制限価格付近で落札となり、落札率が接近する結果となっている。

なお、道路補修工事（単価契約）は他の舗装道路工事に比べ落札率が高くなっていた。本件は、令和元年度から実施している新しい案件であり、まだ傾向はつかめていないが、10社が参加して応札が2社という結果から、他の工事と比較してコストを抑える要素が少ないと各事業者が判断したものと考えたのではないかと推察される。

また、抽出理由にある自動水栓の落札率が適度にばらけていた理由は、物品購入で発注している場合にはメーカーや卸問屋からの調達コストを抑えることができると、低い価格での応札が可能となる。

工事は労働集約的な業務であり、それほど低く抑えることはできない。また、物品購入では、最低制限価格を設けていないので、最低制限価格で失格することがないことも影響しているのではないかと考える。

説明は以上である。

#### （委員）

説明のあった1番の審議案件について、ご質問などはあるか。

一番上の工事No. 14の入札経過調書詳細を見ると、そもそも応札自体が1社しかなかったということか。

#### （契約係長）

参加を希望されたのは5社であるが、最終的に金額を入れたのは1社である。

#### （委員）

こちらだけ総合点や評価点が入っているが、何か意味があるのか。

（契約係長） こちらは通常の価格のみで行われる入札ではなく、総合評価方式という、価格のみならず、技術力、地域貢献度といったものを点数化して、総合的に評価して落札者を決めるという方式で行われた入札である。

（委員）

分かった。

（委員）

事務局の説明を聞いていると、事前に価格を公表して、最低制限価格を設定しているものについては、設定の計算方式があつて、逆に言えば、事業者は、特に人気のある工事は、最低制限価格をある程度自分なりに見越して入札する、と理解したが、それでよろしいか。

（契約係長）

そのとおりである。

（委員）

最低制限価格の設定の式があつて、今回落札率が非常に集中していたパーセントに近いような数字になってくるということか。

（契約係長）

総価契約の場合は、最低制限価格の算出について、国交省のモデルがある。工事の場合には、それぞれ直接工事費や現場管理費等の内訳があり、その内訳金額に決まった割合を掛けて算出することがモデルとして提供されており、練馬区はそれに準拠して最低制限価格を算出している。

どこの自治体もそうだが、基本的にはその割合について公表しているので、それに近くなっている。

（委員）

今回3件の資料が出ているが、私が見た24件で、今日説明のなかった、ほかの案件で、例えば何か意図的に入札者を決めて、ほかのものに協力していただくということが伺えるようなものは特になのか。

資料が出ていないので、こういう質問をするのが適当かどうか分からないが。

（経理用地課長）

まず、練馬区の入札制度を改めてご説明させていただきたい。

現在、区では入札について電子入札で行っており、どこの事業者が参加しているのか、お互いに分からないようになっている。

以前は、入札の前に現場説明会をしていた。もちろん、当時も、談合はなかったが、きっかけになりかねない環境があった。

一般競争入札であれば、区内でA、B、Cランクが対象になると、30社を超える参加資格のある事業者がおり、そういった中で、事業者は、どこが参加してくるのか全く読めない。

入札額が近接し、1,000円、2,000円の差で落札者が決まる。あるいは、同額でくじというのも出ている。

そこは、それぞれの事業者が案件を落札するために、積算について非常に研究している。そういった結果で、こういった競争が生じている。

数字で見ると、そういった疑いを持つこともあろうかと思うが、公正性は確保している。

（委員）

仮の話になるが、可能性として、例えば道路舗装なりの工事に関して、これから先も、引き続き、落札率が非常に接近したところに集まるものと考えていてよろしいか。

（経理用地課長）

人気が高い、あるいは利益を得る可能性の高い工事は、そういったことが起こり得る。一方で、夜間の工事や、技術的に高くて難しい工事、交通整理が非常に大変で調整が必要な、人気のない工事もある。

そういったものは別の落札率が出てくると思う。

（委員）

ほかにご質問などはないか。

（なし）

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

案件2「街路灯新設工事（単価契約）」

「街路灯省エネルギー化改修工事（その5）」

「街路灯新設改良工事（その3）（単価契約）」

（契約係長）

審議案件の2番、街路灯新設工事（単価契約）、街路灯省エネルギー化改修工事（その5）、街路灯新設改良工事（その3）（単価契約）について。

まず、街路灯新設工事（単価契約）の入札結果について説明する。

本件は、商店街の街灯撤去に伴う区道上の照度確保を目的に施工するもので、小規模かつ点在する工事箇所への迅速な対応を図ることを目的とし、単価契約としている。

本件は、推定限度額が2,000万円以上5,000万円未満の電気工事であったため、要綱に基づき、共同運営格付がA、Bランクの区内事業者を対象に、制限付き一般競争入札を実施している。

67ページの入札（見積）経過調書詳細（工事）をご覧いただきたい。

本件工事の入札には7社が参加し、4社が最低制限価格未満で失格となり、佐藤電気株式会社が、単価合計額310万円で落札した。

続いて、81ページの街路灯省エネルギー化改修工事（その5）である。

本件は、水銀に関する水俣病条約の発効に伴い、水銀灯型街路灯をLED型街路灯へ順

次取り替えていく工事である。

81ページの公告書をご覧ください。

本件は、予定価格が2,000万円以上5,000万円未満の電気工事であるため、要綱に基づき、共同運営格付がA、Bランクの区内事業者を対象に、制限付き一般競争入札を実施している。

83ページの入札（見積）経過調書詳細（工事）をご覧ください。

本件工事の入札には20社が参加し、9社が最低制限価格未満で失格となったが、予定価格以内、最低制限価格以上で入札した株式会社パイロットエンジニアリングが、2,741万1,000円、税込価格3,015万2,100円で入札し、落札率87.80%で落札した。

続いて、95ページの街路灯新設改良工事（その3）（単価契約）である。

本件は、夜間における交通安全および歩行者の安全確保等を目的とし、街路灯新設および既存街路灯の改修を行うもので、小規模かつ点在する工事箇所への迅速な対応を図ることを目的とし、単価契約としている。

本件は、推定限度額が1,000万円以上2,000万円未満の電気工事であったため、同要綱に基づき、共同運営格付がA、B、Cランクの区内事業者を対象に、制限付き一般競争入札を実施している。

95ページ、97ページの公告書をご覧ください。

本件は、一度不調となったため、共同運営格付のランクをDの事業者まで拡大し、改めて入札を実施している。

99ページの入札（見積）経過調書詳細（工事）をご覧ください。

本件工事の入札には10社が参加し、4社が最低制限価格未満で失格となったが、予定価格以内最低制限価格以上で入札した株式会社電電工業が、単価合計額206万円で落札した。

抽出理由である落札率が非常に狭い範囲に集中している事情を知りたいとのことである。

街路灯関連工事は、他の区立施設電気工事と比較しても、作業内容が比較的簡易であり、工事工程も請負事業者の裁量で決められることから、非常に人気の高い工事案件であることが推察される。

いずれの案件も、最低制限価格未満で失格となった事業者が複数生じていることから、落札金額は、いずれも最低制限価格付近となり、落札率が接近する傾向となったと考える。

説明は以上である。

**（委員）**

この件について、ご質問などはあるか。

**（委員）**

例えば、83ページ、パイロットエンジニアリングが落札したところで、ほかの件もそうだが、最低制限価格は公表されているのか。

**（契約係長）**

最低制限価格は、公表していない。

**（委員）**

数字的には、何が公表されているのか。

**（契約係長）**

総価契約の場合は工事予定価格を公表している。単価契約の場合は公表していない。

**（委員）**

パイロットエンジニアリングでも、最低制限価格が公表されていない状況で、こういう入札結果になったのか。

**（経理用地課長）**

そのとおりである。

**（委員）**

パイロットエンジニアリングが落札した案件に関しては、1,000円単位ぐらいで入札価格が接近している。

先ほど、工事内容も比較的簡易でという理由を幾つか教えていただいたが、1,000円単位で接近する事例は、ほかの案件でもあるのか。

**（契約係長）**

今回の街路灯省エネルギー改修工事（その5）のように、毎年行われる類似の業務は、1,000円違いで落札者が決まったり、同額で並んだりすることは、よく見られる傾向である。

**（委員）**

分かった。

**（委員）**

先ほどの1番の工事の案件もそうだが、パイロットエンジニアリングが受注したこの件は、最後はくじ引きになって決まった。

こちらの案件は、1,000円単位で札を上げてきた。これを見ると各業者それぞれ勝負をかけている。

佐藤電気が入札した案件は310万円と、額が小さい割には、端数を丸めており、真剣さが無いという言い方はないが、ざっくりした数字が出てきている。しかも、この会社以外は全て最低制限未満である。

質問ということでもないが、数字を見ると違和感があるという気がする。

**（経理用地課長）**

1番の案件と、3番目の案件は、単価契約になっている。単価の合計額で競っている。



実際に発注を受けて、契約期間で得られる最大の額が、一覧表の真ん中辺りにある推定限度額になる。

その額は公表されていないが、例年の発注量を考えたときに、この額で競争していこうという金額を入れてきていると思っている。

**（委員）**

調書詳細の記載について、最低制限未満の場合は「最低制限未満」と書かれて、入札金額は書かれていない。

例えば、金額を入れて、備考として「最低制限未満により失格」という書き方をしたらまずいのか。そうすると、例えば、今の案件だと一つしか入札がない。ほかにどういう金額が入ってきたのか比較できで、より分かりやすくなるのではないか。

制度上の問題もあるかもしれないが、その辺はいかがか。

**（経理用地課長）**

今、委員からもあったが、最低制限価格は公表していない。

結局、研究して、ある程度推測されているが、こちらから最低制限未満の数字を見せると、そこを目がけて各社が入札するので、公表の際に金額は出していない。

ただ、各社は、自社が幾らで入れたかを分かっているんで、そういったところで推測している。

**（委員）**

公表はしていないと思うが、資料として配られている経過調書の詳細は、一般に見られるものか。

**（経理用地課長）**

今お見せしているものは、インターネットでも公表している。

こちらから積極的に公表するものでは、最低制限価格未満の入札価格は伏せている。

ただし、情報公開請求が出た場合は、最低制限を知らせることになるので見せないようにしているが、全国的な情報公開の実例でも、公表すべきとされている。

情報公開では、ここが明らかになってしまう状況がある。各社、情報公開で研究している。

**（委員）**

聞き漏らしたかもしれないが、2番の工事一般の42番が、一度不調になったと説明されていたが、単価を見直したのか。

例えば、不調になったのであれば、単価を少し上げて、それでもう一度入札にかけたのか。

結果的に、99ページを見ていると、一つだけ単価が520万円が高いが、ほかのところは、260万円もあるが、大体200万円台の下でやっている。

今度、逆に言えば、最低制限価格未満の事業者が出てしまっている。

不調だと言いつつ、単価を再設定して、最低制限価格を割るという話になると、最低制限価格の設定の仕方などは、どうなのか。

99ページの表だけを見ていると、520万円もあれば、最低制限価格を割るものもある。何かあるのか。

**（契約係長）**

まず最初に、95ページの公告で、全者が不調になった理由であるが、全件、最低制限価格未満であった。

本案件においては、予定価格を設定する際に単価の設定変更があり、今までの工事案件よりも予定価格が高い金額を設定した。そのため、今までよりも最低制限価格は高い金額で設定されていた事情がある。

事業者が積算するとき、工事価格を計算し、予定価格を算定して、最低制限価格はきつとこの辺りになるだろうというところを目指して入札したところ、通常の工事価格が高く設定されて、それから最低制限価格も高くなって、全事業者が失格になってしまったと思われる。

次の入札では、特に金額等の変更はしていないため、単価の変更後の金額をきちんと反映して、各事業者が工事価格を算定し適切な金額で入札してきたということであると推察する。

520万円で入札をした理由については、不明である。

**（委員）**

ほかにあるか。

（なし）

**委員会最終意見**

本件は適正に執行されている。

**案件3「練馬区立谷原小学校普通教室改修工事」**

**「練馬区立北原小学校普通教室改修工事」**

**「練馬区立北町小学校普通教室改修工事」**

**（契約係長）**

審議案件の3番、練馬区立谷原小学校普通教室改修工事、練馬区立北原小学校普通教室改修工事、練馬区立北町小学校普通教室改修工事について。

本件は、いずれも新年度に児童数の増加に伴うクラス数の増加が見込まれ、必要な普通教室数を確保できないため、パソコン教室を普通教室に改修する工事を行うものである。

抽出理由は、教室改修工事とあり、特段早期緊急の対応が必要とも思われない案件と思料するが、契約日と履行期間が極めて接近しており、そうなった理由および各施工業者選択の理由を知りたいとのことである。

まず、抽出理由前段の契約日と履行期間が接近している理由であるが、例年、クラス数の増が確定するのは12月下旬になる。工事を実施するに当たり、過去に類似の普通教室改修工事の経験のある複数の業者に照会を行い、「対応が可能である」との回答があった事業者と現場の調査等を行い、学校と工期および改修の仕様について調整を行い、事業者から見積もりを提出してもらったプロセスが必要となる。大体ひと月程度の時間を必要としている。

したがって、発注の準備が整うのが2月初旬となり、新年度までに改修を終えなければならぬため、直ちに契約する必要があった。

こうした理由が、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当し、緊急に契約を要するものであったことから、それぞれ特命随意契約としたため、契約日と履行期間が接近している理由となる。

次に、抽出理由後段の各施工業者の選択の理由であるが、工事の仕様を早急に調整する必要があり、工期も短く、緊急に工事が必要であったことから、過去に類似案件の経験があり、当該学校に精通している事業者を中心に対応の確認を行ったところ、それぞれ対応が可能であると回答があった唯一の事業者を選定し、特命随意契約を行った。

説明は以上である。

**（委員）**

この件に関して、質問などをお願いします。

**（委員）**

クラスの人数が分かるのが12月下旬ぐらいだというお話だったが、それ以前には、そういう情報は入ってこないのか。

**（学校施設課長）**

例年、担当課である学務課が、5月と今回の12月、年2回推計している。

5月時点では、あくまでも見込みとして推計が上がってくる。12月下旬は、例えば引越しの情報や、新1年生が私立に行くといった詳細な情報が具体的に出てくる。確度の高い情報に基づいて、今回着手した。

もちろん、5月の時点で、「これは増える」という確実なものは早期に着手している例もある。

**（委員）**

例えば現行クラスの3学級が4学級になる。急遽、子どもたちの移転や引越して増えていくという話だとすると、12月後半の発注が、1月とか2月上旬という話になり、逆に言えば、随意契約で行うしかないということで、通常特別な例がない限りは、普通こういうやり方でやらざるを得ないという理解でよいか。

**（学校施設課長）**

おおむね、そうである。

12月下旬に確定値が出れば、そこから準備を含めて随意契約でやらざるを得ない。

ただ、今までと違って、今回の案件は金額が通常よりも高くなっている。

今までの場合、普通教室の仕様に近い教室を改修して、例えば黒板を入れれば授業ができる教室もある。そういうところは金額の低い工事で、随意契約になる。

今回はパソコン教室で、普通教室とは仕様の違うところを改修している関係で、金額的には例年よりも上がっている。

パソコン教室を選んでいるのは、全児童生徒へのタブレットの配布が行われたため、パソコン教室が一定の役割を終えている状況があるためである。学校運営上、パソコン教室を改修することで、学校施設の有効利用につながるという事情もあり、今回このような案件が出ている。

**（委員）**

学校の事情によって違うので、空き教室で結構余裕があったり、兼用する教室で改修をしなくてもいいところは良いが、パソコン教室を活用しなければいけないという話になると、時間がすごく限られる。

限られた期間の中で改修をやらざるを得ない。逆に改修の場面において、そういうところになると改修費も高くなるということか。

**（学校施設課長）**

そのとおりである。

**（委員）**

具体的に、この工事は冬休み、あるいは春休みに行くことになるのか。授業をやっている間は、もちろんできないと思うが。

**（学校施設課長）**

2月上旬からの契約ということで、その間の土日を中心に進めている。音が出てしまうと授業に支障が出るので、そういう形で行っている。

**（委員）**

業者指定理由書の一番最後のところに、過去に普通教室化工事の経験がある複数者と書いてある。

これは、谷原小学校の改修をしたことがある複数者という意味か、それとも、ほかの小学校も含めて教室の改修をした経験があるということか。

**（学校施設課長）**

ほかの学校も含めて経験がある業者を選定している。

**（委員）**

そうすると、理由書には3枚とも経験のある複数者に照会したら、「対応可能」と回答をもらったのはこの業者のみであったとある。

例えば、一番上の平井工務店だとすると、この会社も、ほかの二つの仕事を受けることは可能だった。ただ、場所の問題で受けなかったということになるのか。

**（学校施設課長）**

一つの会社で一校が限度であると思う。

照会をかけていく中で、この学校であればということで、それぞれ1社ずつという結果になった。

**（委員）**

結果的に1社ずつになったということか。

もし仮に、複数社あった場合は、非常に期間が限られているけれども入札になるのか。

**（経理用地課長）**

随意契約の場合でも複数社可能だとなれば、見積書を提出していただいて、より安価な事業者と契約する。入札とは違うが見積もり合わせという形で競争を行う。

**（委員）**

分かった。

**（委員）**

関係ない質問かもしれないが、少子化の中で教室を増やさなければいけないと、このように幾つか出ているのは珍しくないのか。

**（学校施設課長）**

都市部特有の課題かもしれない。

練馬区においては、今回案件の上がった石泉地区を中心に、まだまだ農地が残っている。そこが開発によって宅地が造成されている。

地域によっては、まだ児童・生徒が増える。局所的にそういう現象がある一方で、全体として、令和2年度と3年度を比較してみると教室数は変わっていない。

地域によって、減っているところもあれば増えているところもあり、偏在している。

**（委員）**

ほかにご質問などはないか。

**（学校施設課長）**

補足させていただく。

文科省で35人学級の段階的实施ということで、今回の案件には直接関係ないが、今後40人学級編制だったものが35人編制となる。これから先、こういった教室改修が増えていく

傾向にあると、私どもの課題として認識している。

**（委員）**

ほかにご質問などがなければ、この案件は適正に執行されていると結論づける。  
続いて、次の審議案件の説明をお願いします。

**委員会最終意見**

本件は適正に執行されている。

**案件4「練馬区立中学校 バーチャル修学旅行業務委託」**

**（契約係長）**

続いて、資料2-4、143ページをお願いします。

審議案件の4番、練馬区立中学校バーチャル修学旅行業務委託について。

例年5月から10月にかけて、京都、奈良地方に2泊3日の行程で実施していた区立中学校の修学旅行について、新型コロナウイルス感染症により実施できなくなった代替事業として実施した。

制約のある中でも、ICT技術によりリアルな体験ができる仮想現実の旅行を通じ、中学校時代の思い出づくりとすることや、ICTへの理解を深めること等の理由から、安全性が高いバーチャル修学旅行の実施を選択し、業務を委託した。

抽出理由は、なぜ随意契約なのか、他者に類似商品はないのかを知りたいとのことである。

143ページの特命随意契約見積調書をご覧ください。

本件は、株式会社JTB教育第二事業部と特命随意契約を行っている。

まず前提として、本案件は、生徒にとって生涯に一度の中学校の修学旅行で、どうにか実施できないか、ぎりぎりのタイミングまで可能性について協議を行っていた。

結果として、6月末頃に通常の修学旅行の実施は不可能であるとの結論に至り、代替事業の実施について検討を行っていた。

例えば、としまえんを活用する案、野球場の日帰り貸切案等の検討を行った。

いずれもコロナ禍の中、安全に実施することが困難であるとの結論に至り、11月にバーチャル修学旅行の実施について決定を行った。

145ページの業者指定理由書をご覧ください。

業者の指定理由は、2の指定理由に記載のとおり、実施当時、バーチャル修学旅行は大手旅行会社2社のみが提供していた。

また、実施に際しては、高校入試に影響がないよう、都立入試翌日の2月24日から卒業式前々日の3月17日までの、平日13日間の間に練馬区立中学校33校で実施する必要があった。

そこで、商品を提供している2社に確認したところ、1社は1日1校のみしか実施できないとの回答があり、履行するまでには33日間かかってしまうため、当該事業者での実施は不可能という判断になった。

契約した当該事業者は、1日に複数校の実施も可能であるとの回答があり、13日間での実施が可能であった。

こうした理由が、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、競争入札に適さないことから、株式会社JTB教育第二事業部と特命随意契約をした。

参考に、147ページから148ページに仕様書をつけている。

説明は以上である。

**（委員）**

この件に対して、質問などはあるか。

**（委員）** 私もネットで調べてみたら、この商品を提供しているところは思ったより少ない。だから、この2社のみというのは何となく分かる。

あと、料金的にはどうなのか。実際にリアルで行くのに比べて、バーチャルはリーズナブルな値段なのか。その辺の感覚をお持ちであれば、教えてほしい。

**（保健給食課長）**

一般的な現地に行く修学旅行であれば、どの学校も2年間ぐらいかけて料金を積み立てて、1人当たり5万円台の後半から6万円ぐらいの費用がかかる。

それに比べれば、バーチャル修学旅行でかかる費用の方が安くなる。

**（委員）**

ちなみに、バーチャルは1人当たり幾らぐらいになるか分かるか。

**（保健給食課長）**

1人当たり4,000円前後である。資料に説明があるかもしれないが、一旦契約してから、もう少し思い出づくりができないかということで、契約変更し、追加したお土産代も数百円である。

実際に行くのに比べると、大分安くなる。

**（委員）**

ほかにご質問などはないか。

**（委員）**

昨年はコロナで、こうせざるを得なかったと思う。

通常だと修学旅行は秋である。今はオリンピックまで1週間だが、どんどんコロナの感染者が増えている。今年度はどうされるか。

直接これとは関係ないが、中学生の思い出づくりで、私たちも修学旅行で京都に行ったので、バーチャルはかわいそうだという気がしてならない。

今年は、いつ頃判断して、どうされようと思っているか。ご意見を聞かせていただきたい。

**（保健給食課長）**

基本的に、今年に関しては極力行っていただきたいと考えている。

実は、修学旅行の設定は秋口が一番ハイシーズンだが、受験もあるので、それよりも前のところも結構ある。

5月、6月設定の学校はもう既に延期している。

8月末と9月の学校があるが、8月末以降の実施校については、現在の緊急事態宣言が8月22日までであり、解除されてほしいと考えている。

**（委員）**

ほかに何かあるか。

**（保健給食課長）**

先ほどの単価について、4,000円前後と回答したが、1人当たり1万円前後がかかっている。

**（委員）**

分かった。

改めて、この案件は適正に執行されていると結論づける。

続いて、次の案件の説明をお願いします。

**委員会最終意見**

本件は適正に執行されている。

**案件5「練馬区新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る会場設営等業務委託」**

**（契約係長）**

審議案件の5番、練馬区新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る会場設営等業務委託について。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、全国民を対象とした新型コロナウイルスワクチン接種を迅速かつ的確に進めることが求められており、接種会場の設営、撤去、運営、ワクチンの配送業務等について、業務を委託したものである。

具体的な委託業務内容は、ワクチンの接種体制支援業務として、常設施設6か所（練馬区役所、サンライフ練馬、石神井公園区民交流センター、北町第二地区区民館、大泉第一集会所、旧光が丘第七小学校）の設営、運営、撤去および土日実施施設、区内小中学校体育館72校の設営、運営、撤去業務である。

次に、ワクチン配送業務として、区の5か所にある配送拠点から個別医療機関および高齢者施設等、約300か所にワクチンの配送を行う業務である。

また、ワクチンの小分け作業として、各医療機関から申込みのあった希望数の容器を専用のバッグに移し、梱包する業務等の委託を行っている。



抽出理由は、高額案件ゆえに、随意契約に至った事情、契約価格の妥当性につき知りたいとのことである。

149ページの特命随意契約見積調書をご覧いただきたい。

本件は、T S P 太陽株式会社と特命随意契約を行っている。

まず、随意契約に至った事情についてであるが、区民のワクチン接種は、令和2年12月に国から自治体向けの説明があり、当初示されたスケジュールでは、3月下旬から高齢者の接種を開始するということであった。

区では、なるべく早く区民の方にワクチン接種をとの方針の下、国のスケジュールに合わせて動いていたが、接種予診票の送付、接種予約の方法の決定、会場の決定の業務など、ワクチン接種に伴う業務は多岐にわたり、既にその時点から契約事業者を選定する通常の一般競争入札を行っているには、3月の接種に間に合わないことが明白であった。

その後、国からのワクチンの配布のめどが立たず、3月5日付の通知にて、最初のワクチンの配布が4月12日であることが示された。

ワクチンの供給時期のほか、供給量も不明であったため、接種会場の開始時期決定に時間を要し、業務委託についても、その仕様について作成し、事業者に提示することも難しい状況であった。

結果として、仕様を作成した後、すぐに契約し、事業者に準備を行ってもらう日程となった。当該事業者と3月31日に特命随意契約を結び、事業者には直ちに作業に着手してもらい、練馬区では5月22日に土日の小中学校会場、5月24日に6か所の常設施設、6月1日に個別医療機関での接種について、開始できた。

151ページの業者指定理由をご覧いただきたい。

2の指定理由に記載のとおり、区が求める業務内容で受託可能か、類似業務に実績のある4社に照会したところ、「受託可能である」の回答があったところは当該事業者のみであった。

なお、当該事業者は、令和2年度に旧光が丘第七小に設置したPCR検査会場の設営を受託するなど、実績も十分にあった。

次に、抽出理由の後段の契約価格の妥当性について知りたいとのことである。

本業務に対応可能との回答があったところが当該事業者のみであり、価格の比較を複数者で行うことが難しいものであった。

当該事業者以外では1社から10億3,779万8,410円の見積もりを徴取している。

ただし、この事業者とは、具体的に内容を詰めるまでは至っておらず、また、実際の契約内容において、この見積もりを徴取した際の仕様書には、さらに各ポストの人員を増員し、警備員と清掃スタッフを追加するなどの業務が多くあり、単純に比較することは難しいところであった。

大規模な業務量であることや、コロナワクチンの管理を行う等の業務の特殊性を勘案し、契約金額は妥当であると判断したものである。

参考に153ページから159ページに仕様書を添付している。お目通しいただきたい。

説明は以上である。

（委員）

では、この件に関して、質問などがあればお願いします。

**（委員）**

受託業者T S P太陽株式会社は、どのような会社か。

**（住民接種担当課長）**

ふだんはイベント系の設営・運営を行う事業者である。

**（委員）**

前にPCR検査会場で実績があるということだが、ワクチンなどに関しても、ほかでも実績などがある会社なのか。

**（住民接種担当課長）**

後で知ったところであるが、都内の別自治体で、同じように接種会場の運営などを行っている。

**（委員）**

ワクチンの小分けとか、ふだんやっているイベント系の運営と違う業務が入ってくると思うが、実施状況はどうか。

**（住民接種担当課長）**

事業者は、非常によく対応してくれている。

初めての事業であるが、色々なことを考えて、この事業者から「こうやったらいいのではないか」という提案をいただくことが多い。

他の自治体でも同様の業務を担っていて、そこでのよい取組を練馬区にもフィードバックして提案していただいているので、我々が気づかないところも含めて、非常に細かいところまで見ていただいている。

**（委員）**

ほかにあるか。

**（委員）**

こういう状況なので、やむを得ないと思う。

先ほどご質問があったT S P太陽株式会社は、そもそもイベント会社で、後で気がついたところだが、他の自治体でもここが受けていたということである。

他自治体も練馬区と同じような状況であるから、それぞれ委託を出していると思われる。そうすると、傾向として、結構この事業者がたくさん受注している。または、他の事業者が受注している事例もあるというようなことについて、何か把握しているところはあるか。

というのは、またこういう状況が起こるかどうかわからない。もしかしたら、何か設営してやらなくてはいけないことが起こったときに、次の契約も、よく知っているからこの

事業者になるのか。または、他の自治体にも実績事業者がいるから、他の事業者も含めて事業者を選択しよう、ということがあり得ると思う。

今回はやむを得ないと思うが、次の展開ではどうか。情報を取っているか。

**（住民接種担当課長）**

実際にほかの自治体で、どこの事業者が受注しているかまでは正確に把握していないが、今回この事業者のポイントとしては、練馬区はワクチンを診療所に分けて配送することを、一般の自治体に先駆けて打ち出した。その実施に向けて、ワクチンをどうやったら安全に、かつ効率的に運べるかを、この事業者に提案していただき、進めた経緯もある。

そういった意味では、お互い知恵を出し合っとうまくいっているので、この事業者はうちのノウハウをほかの自治体にフィードバックしているようである。

規模が大きいのので、なかなか一つの業者が五つとか六つの自治体と契約しているとは聞かない。一つの会社で複数の自治体とやっているところはあると思うが、どこかが一手にまとめてやっていることは恐らくないと思う。

今後についても、ここの会社に限らず、このようなワクチン事業は、ノウハウを持っているところが幾つか出てくる。次に、また同じようなことが起きたら競争が働くと考えている。

**（委員）**

確かに今回は、テレビでも取り上げられて、練馬方式という話で、相当大変だと思った。話を聞くと、そこら辺のアイデアもいろいろな提案があったということで、状況は分かった。

**（委員）**

ほかに質問などはないか。

（なし）

**（委員）**

この案件は適正に執行されていると結論づける。  
続いて、次の案件の説明をお願いします。

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

案件6「石神井小学校新校舎竣工に伴う校具等移転作業」

「大泉西中学校新校舎竣工に伴う校具移転作業」

**（契約係長）**

審議案件の6番、石神井小学校新校舎竣工に伴う校具等移転作業および大泉西中学校新校舎竣工に伴う校具等移転作業について。

本件はいずれも学校改築による新校舎竣工に伴い、仮設校舎から新校舎へ物品を移転する業務について、委託を行うものである。

最初に、石神井小学校新校舎竣工に伴う校具等移転作業の入札経過について、ご説明する。

161ページの入札（見積）経過調書詳細（物品）をご覧ください。

練馬区物品借入れ等の入札参加資格等に関する要綱に基づき、予定価格が300万円以上1,000万円未満の案件であるため、6社を指名する指名競争入札を実施した。

開札の結果、6社のうち1社が辞退、応札した5社のうち、予定価格以内で最も安い価格で入札した日本通運株式会社が、428万2,000円、税込471万200円で落札した。

続いて、大泉西中学校新校舎竣工に伴う校具等移転作業の入札経過について、ご説明する。

191ページの入札（見積）経過調書詳細（物品）をご覧ください。

同じく要綱に基づき、予定価格が300万円以上1,000万円未満の案件であるため、6社を指名する指名競争入札を実施した。

開札の結果、6社のうち1社が辞退、応札した5社のうち、予定価格以内で最も安い価格で入札した日本通運株式会社が、414万円、税込455万4,000円で落札した。

抽出理由の前段は同一業者の落札にも関わらず、両方で落札率差が大きいのはなぜか知りたいとのことである。

落札金額に大きな差はなく、予定価格の設定に当たり、各校の見積依頼の過程に相違があり、落札率に相違が生じたものと推察している。

今回の予定価格を設定した際、それぞれ日本通運株式会社と株式会社ジェイアール東日本物流から下見積を取得している。

結果として、両校の案件とも見積額がより安かった日本通運株式会社の見積額を予定価格とした。

大泉西中学校は、下見積額とほぼ同額の金額で入札されたので高い落札率となった。

石神井小学校の入札は、日本通運株式会社が下見積の金額よりも大分低い金額で入札されたため、落札率が低い落札となった。

なお、当初、石神井小学校の日本通運株式会社の下見積は仕様の内訳に重量物である陶芸窯が抜けていたことが判明し、また、作業期間が短いため、人員も精査する必要があると考え、改めて仕様を提示し、再度、下見積を依頼した。その結果、再度の金額の提示があり、こちらを予定価格としたものである。

結果として、日本通運株式会社が下見積金額より大分低い金額で入札した結果、低い落札率となった。

抽出理由の後段で、業者を分けないのか、同種作業で業者を分ける、分けないの基準は何か知りたいとのことである。

本件を2本に分けた理由であるが、履行に当たり多くの人員を要する業務であり、また、履行期間が年末年始であったこと、二つの契約の履行期間が重複することから、契約自体を1本にしたことにより応札事業者が規模の大きい事業者に限られてしまう可能性があっ

たことから二つの契約とした。

また、案件の規模や時期により、1社での対応が困難な場合等においては受注制限を設けるケースもあるが、当該案件では、いずれも下見積を提示していることや、実績もあったこと、また、二つの案件の入札日に2週間以上の間隔があり、受注は困難な場合は辞退することも可能であったことから、それぞれの下見積事業者を指名したところである。

説明は以上である。

**（委員）**

下見積は、両方とも日本通運と、もう1社あったのか。

**（契約係長）**

両案件とも、日本通運とジェイアール東日本物流より下見積があったが、1社が2本とも落札した。

**（委員）**

この案件について、質問などがあればお願いします。

確認で、委託案件であると、価格によって失格もあり得るのか。

**（契約係長）**

最低制限価格を設定しているため、それ以下であれば失格となる。

**（委員）**

石神井小学校では、特別なものがあるということで、再度、下見積を依頼したということだが、結果として、下見積を出しておきながら、実際に札を入れたのはもっと低い金額であった。

そうすると、下見積自体が本当に正しかったのかという疑問もある。その辺りはどう考えればよろしいか。

**（学校施設課長）**

下見積については、現地の詳細の状況を調査した見積ではなかったと承知している。実際に入札にかかった段階では、現地の確認を行い、さらに企業努力の余地などを考慮して札を入れたのではないか。そのように理解している。

**（委員）**

最低制限価格を決定するときの基準としては下見積を基に判断されるのか。

**（契約係長）**

委託の場合の最低制限価格の設定については、予定価格の70%以上で設定している。

その際、例えば予定価格が高いところで設定されれば、最低制限価格も高くなる。あまり事業者が頑張り過ぎて低いところに入れると、最低制限価格で失格になることもある。

**（委員）**

今回は、失格はなかったが、要は、下見積が高ければ、当然、最低落札価格も高くなって、業者によっては、ぎりぎりやれるところが失格になることもある。そういう事態が起きたら不公平になるのでないかと考えられる。

別に改善はできないと思うが、下見積業者が、最低落札価格ぎりぎりのところで札を入れてきたと見えないでもない。不公平との印象を持つ。

**（経理用地課長）**

予定価格の設定については、工事などは設計単価に基づくが、こういったものは複数の業者からの見積に基づく。

おっしゃるとおり、1社見積りの場合はリスクもあるので、今後も2社以上から見積りをとる。あるいは、同種の契約について、どのような積算方法があるのかも含めて、予定価格の算定は不公平がないようにしっかりと設定していきたい。

**（委員）**

ほかに、何か質問などはあるか。

ないようであれば、この案件は適正に執行されている。

ただ、経理用地課長から説明があったとおり、予定価格の算定に当たっては、不公平がないように工夫していただきたい。

では、引き続き、次の案件の説明をお願いします。

**委員会最終意見**

本件は適正に執行されている。

**案件7「自動水栓の購入（1）」**

**「自動水栓の購入（7）」**

**「自動水栓の購入（9）」**

**（契約係長）**

審議案件の7番、自動水栓の購入（1）、（7）、（9）について。

本案件は、区内の小中学校等に係る新型コロナウイルス感染症に対して、国からの学校保健特別対策事業補助金、東京都からの新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金を活用し、トイレの手洗い場において接触による感染を防げるよう、区内全域の小中学校および幼稚園に自動水栓を導入することとした。

なお、補助金の交付要件は、コロナ対策における物品購入であること、また、令和2年度中に契約を履行することなどの要件がある。

新型コロナウイルス感染症対策であるため、早期に自動水栓を導入する必要があり、自動水栓の設置に当たっては、設置箇所、個数、その他必要物品を正確に把握し、迅速に作業を行う必要があった。

しかし、区内小中学校等の手洗い場に設置されている蛇口や水道のパイプの口径などは学校ごとに異なっており、どの自動水栓を購入すればよいのか、専門業者により確認する必要があった。

また、個数を把握できる資料がなかったため、これについても早急に確認する必要があった。

その際に、約100校ある学校の確認を一つの会社で行うことは、時間的制約があり、不可能であったため、区内の設備事業者の協力を仰ぐこととし、1グループを4から7校とし、全校を18グループに分け、確認と下見積を依頼した。

なお、この後説明するが、年度内の確実な履行および景気対策の側面もあり、できるだけ多くの事業者に受注の機会を設けるため、この18グループで発注している。

237ページ、自動水栓の購入（1）入札（見積）経過調書詳細（工事）をご覧ください。

練馬区物品借入れ等の入札参加資格等に関する要綱に基づき、予定価格が300万円以上1,000万円未満の案件であるため、6社を指名する指名競争入札を実施した。

開札の結果、6社のうち1社が辞退、応札した5社のうち、予定価格以内で最も安い価格で入札したシティー工業株式会社が、543万円、税込597万3,000円で落札した。

続いて、243ページの自動水栓の購入（7）の入札（見積）経過調書詳細（工事）をご覧ください。

こちらにも要綱に基づき、予定価格が300万円以上1,000万円未満の案件であるため、6社を指名する指名競争入札を実施した。

開札の結果、6社のうち1社が辞退、1社が不参となっている。応札した4社のうち、予定価格以内で最も安い価格で入札した株式会社総設が、252万4,000円、税込277万6,400円で落札した。

続いて、249ページの自動水栓の購入（9）入札（見積）経過調書詳細（工事）をご覧ください。

こちらにも要綱に基づき、予定価格が300万円以上1,000万円未満の案件であるため、6社を指名する指名競争入札を実施した。

開札の結果、6社のうち3社が不参、応札した3社のうち、予定価格以内で最も安い価格で入札した株式会社総設が、457万円、税込502万7,000円で落札した。

抽出理由前段の落札率で低い方から2件を落札している総設は、ほかの案件には入札していないのかを知りたいとのことである。

落札した（7）の案件と（9）案件以外の案件では、この会社を指名していないため、ほかの案件の入札には参加していない。

抽出理由後段の、入札をまとめて落札率が低い業者により多く発注できる体制をとることは可能であるのか知りたいとのことである。

本件は、先ほど申し上げたが、契約締結から納期までの期間が短く、確実な履行を図る必要があった。また、景気対策の側面もあり、競争性を維持しながらも、できるだけ多くの事業者に受注機会を設ける必要があったことから、1業者2案件の指名とした。

18グループに分けて発注したが、結果としては不調になった案件はなく、また、2案件を両方落札した事業者は、総設含めて2社のみにとどまっており、適切な発注であったと

考えている。

**（委員）**

この件に関して、質問などはあるか。

**（委員）**

練馬区の区内の学校を18グループに分けて、今の説明だと、どの自動水栓の器具を使うか分からないので、それを公表して、それぞれの事業者調べてもらって、それで入札したという理解でよろしいか。

**（学校施設課長）**

まず、前段の18グループは、主に郵便番号順に学校を分けて、1社当たり4から7校程度で均衡になるように、18分割した。それから、設置の箇所については、事前に私どもで、個数や仕様の内容については下見積を取る段階で事業者が調査した上で、指名入札に臨んだ経緯である。

**（委員）**

下見積を取ることは、ある業者に、例えば18グループ分けたところの、1番目のグループならA社のところに見積もりを取り、それを参考にして価格を設定し、入札参加者に手を挙げてもらい札を入れたという理解でよろしいか。

**（経理用地課長）**

私からご説明させていただく。

例えば247ページをご覧ください。

こちらは、幼稚園も含めて6校設定して、区内の設備業者1社に、学校別に自動水栓をつける場所が何か所あるか。また、壁にくっついているなど、自動水栓の型が違う場合、どういったものをつけるのか調査していただいた。かつ、見積もりを依頼した。それが18グループある。

それを取りまとめて、立水栓、壁付水栓、アダプターについて、所管の施設課で単価を設定し、その単価を基に、それぞれのグループの予定価格を設定し、入札にかけたという流れである。

18グループでの指名競争入札としたが、下見積をした業者は、そのグループでの指名を原則として行っている。それ以外は、住所で比較的近いところの業者を振り分ける形で指名している。

以上である。

**（委員）**

仕組みは分かった。

下見積をお願いしたところは、調べて、チェックして、1日かかったのか半日なのか分からないが、逆に言えば、調べたところにはその業者に入ってもらったという話である。



逆に言えば、そういう見積りを取った業者が、この18の中で1社もないのか、半分ぐらいは取っているか、分かるのか。

こういう言い方をしてはいけないが、一生懸命調べて、見積りを出してもらい、それで全然関わっていないところで指名されて、入札して、見積りした事業者がどこも取れなかったら、どうなのかという気もしないでもない。そこら辺はどうか。

**（経理用地課長）**

下見積を取ったところで、取れた事業者もある。また、下見積を取ったにも関わらず、2回指名されて、1件も取れなかった事業者もある。

公正な競争の結果で、そうしたことが起こったと理解している。

**（委員）**

ほかに何かあるか。

ないようであれば、この案件も3件とも適正に執行されていると結論づける。

続いて、次の案件の説明をお願いする。

**委員会最終意見**

本件は適正に執行されている。

**案件8「マッサージ機の購入」**

**（契約係長）**

審議案件の8番、マッサージ機の購入について。

本案件は、現在4か所あるはつらつセンターに設置しているマッサージ機のうち、光が丘はつらつセンターのマッサージ機3台について、既に5年間使用し、老朽化しているため、新たに購入するものである。

初めに、入札の経過について、ご説明する。

資料255ページの入札（見積）経過調書詳細（物品）をご覧ください。

購入に当たっては、練馬区物品借入れ等の入札参加者等に関する要綱に基づき、予定価格が300万円未満の物品の借入れであるため、区内事業者を対象に5社を指名する指名競争入札を実施している。

開札の結果、5社のうち1社が不参となっている。応札した4社のうち、予定価格以内で最も安い価格で入札した株式会社フジ電気商会在、69万5,000円、税込価格76万4,500円で落札した。

抽出理由の、ネットで買った方が安く調達できるのではないかとこの疑問がある。入札手続の必要性につき、改めて考えたいとのことである。

自治体における契約の締結においては、原則として一般競争入札によるものとしている。

ただし、全ての案件について原則を貫くと、調達の準備に多くの作業や時間が必要となり、弊害が生じることもあり得ることから、地方自治法施行令において定める一定の場合には、指名競争入札や随意契約により、契約締結することが求められている。

こうした規定を踏まえ、練馬区は予定価格80万円以下の物品購入は、担当所管課における随意契約を可能とし、予定価格80万円を超え1,000万円未満の物品購入は指名競争入札、予定価格1,000万円以上の物品購入は一般競争入札を実施する。

本件は予定価格が80万円を超え、1,000万円未満であったため、指名競争入札を実施している。

また、練馬区物品借入れ等の入札参加資格等に関する要綱においては、入札に当たっては区内産業の振興および育成を目的とし、区内事業者を優先指名することができることと定め、特殊な物品の購入等ではない限り、原則的には区内事業者等を優先して指名を行っている。

また、現在、入札の実施は電子入札を行っており、入札において指名できる事業者は、東京電子自治体共同運営に登録されていることが必須条件である。

よって、ネットの事業者であっても、電子入札の登録事業者で、この案件であれば、区内事業者であれば指名することも可能である。

通常、物品の購入の際には、予定価格を定める際に、所管課において複数事業者から下見積を取る。その際に、ネットやカタログ価格等も参考にすることもある。

この2点で80万円以下であれば、複数者の見積合わせにより最も安価なところと随意契約を行うこととなる。80万円を超えた場合は、契約係に入札を依頼する。契約係では、事業者の共同格付や、過去の実績、直近の受注状況などを総合的に勘案し、指名業者を選定する。

また、下見積事業者を指名することが通例である。

ちなみに、本案件にて購入した同じ型のマッサージ機について、ネットで検索し、5社に確認したところ、1台当たりの税込価格で25万5,000円から32万8,000円半ばであった。

本件では、1台当たり25万4,833円であったので、あくまでもこの案件ではあるが、ネットより高く契約したものではない。

参考に、257ページに詳細をつけているので、お目通しいただきたい。

説明は以上である。

**（委員）**

この件に関して、質問などがあればお願いします。

**（委員）**

高齢者はつらつセンター光が丘は、たしかお風呂があって、マッサージ機がある。この3台は、4台のうち3台の購入ということか。

**（高齢社会対策課長）**

そのとおりである。

**（委員）**

直接案件とは関わりないが、ほかにも、はつらつセンターが幾つかあって、お風呂があって、ほかのところも全てマッサージ機を入れているのか。

（高齢社会対策課長）

全て入れている。

（委員）

以前からそうなのか。

（高齢社会対策課長）

そのとおりである。

（委員）

分かった。

（委員）

今教えていただいて、3台でこの値段ということは、私もネットで確認してみたが、同じ製品が出ている。必ずしもネットより高いというわけではない。常にそのぐらいの値段で買えるのか。これは珍しくないことなのか。

（契約係長）

基本的には、見積りを取って競争入札となる。全ての案件を確認していないが、この案件は、ネットより高いものではなかった。

（委員）

分かった。

（委員）

直接どうこうということではないが、入札の経過調書で、4番目のケイズエンタープライズは、単位が間違っているのではないかという金額を入れてきて、勘違いしたのか。

何でこうなったのか、事情は何っているか。

（契約係長）

確認はしていないが、勘違いされた部分もあると思う。高い理由までは承知していない。

（委員）

分かった。

ほかに何かあるか。

ないようであれば、この案件も適正に執行されていると結論づける。

委員会最終意見

本件は適正に執行されている。

（なし）

＜報告事項＞

令和2年度後期入札・契約手続きの運用状況の報告について（資料7、8、9）

（契約係長）

資料7、8、9に基づき説明

（委員）

この件について、質問、ご意見などはあるか。

不調になった案件は、またやり直しということで、速やかにやるのか。

（契約係長）

いずれも、再度入札を行うか、もしくは、不調の場合、価格の交渉をして、不調随契という場合もある。基本的には契約が成立している。

（委員）

分かった。

（委員）

聞き漏らしたが、前は結構不調が多く、全体的に不調の割合が落ちたという気がする。そういう理解でよろしいのかが一つと、不調の割合が落ちてきている理由は、社会状況の変化もいろいろとあるが、その辺をどう見ているのか教えてほしい。

（経理用地課長）

不調は減っているところである。特に、昨年度前半は、ほぼ不調がなかった状況があった。不調率が下がっていることはおっしゃるとおりである。

また、主要因も、おっしゃるとおりで、恐らく、先行きの不透明感が影響しているものと思っている。また、実際に、予算審議のときにもそういう話をしているが、工事の件数自体も、維持工事等は同じであるが、新設のものは減少傾向にある。そういったものが影響していると思っている。

（委員）

ほかに何かあるか。

（委員）

2番と3番と4番で、同じ契約履行成績不良で、2番と3番は3か月で、4番が11か月となると、相当重大な契約成績不良等があったのか。

ずいぶんと指名停止の期間が長いので、その辺はどうか。

**（契約係長）**

まず、2番の小島工業所は、成績評定が54点という理由で、期間を3か月とした。成績評定の点数により期間を定める別表があり、その表に基づいて3か月としたところである。

3番の吉原組は、全体の工事のうち、保育園等の建物は完成されていた。園庭の遊具の部分だけ納期が遅れた。実際に建物の引渡しは行われていた関係から、区民の方への影響等はそれほど大きくなく、本来であれば標準としては9か月だが、ほかの案件と比較して、3か月とした。

4番は、業務が遅れた案件だと標準9か月であるが、こちらの案件は、全部で3案件の遅延があった。月数を累積でという理由はないが、遅延があった場合、1案件でも9か月とすると、3件あるため月数を追加して、11か月としたところである。

**（委員）**

確認だが、2番の小島工業所は、今回いただいた案件一覧の中の、物品の指名の整理番号41番、42番、自動水栓の契約者の小島工業所と同じか。

**（契約係長）**

同じである。

**（委員）**

指名停止期間が今年1月26日から4月25日まで。

先ほどの水の自動水栓の履行期限が、指名停止期間中に入っている。これは、指名が停止されるだけで、前に受けたものの履行は関係なく行えるのか。

**（契約係長）**

そのとおりである。

**（委員）**

自動水栓は、しっかりとやってくれたのか。

**（契約係長）**

自動水栓については、しっかりと対応している。

**<その他>**

次回の入札監視委員会は、11月15日（月）14時開始予定。